

(令和元年8月22日第1回常任委員会決定)

いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会会則（令和元年8月22日制定。以下「会則」という。）第12条第7項第2号の規定により常任委員会（会則第10条第2号の常任委員会をいう。以下同じ。）が設置を決定したいちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、会則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

第2条 専門委員会の名称及び常任委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

(専門委員の定員等)

第3条 専門委員会の専門委員の定員及び構成は、常任委員会が別に定める。

2 専門委員は、必要があると認めるときは、複数の専門委員会に所属することができる。

(役員)

第4条 専門委員会に、役員として専門委員長1名及び副専門委員長若干名を置く。

2 専門委員長及び副専門委員長は、専門委員のうちからいちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会会長が委嘱する。

3 専門委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副専門委員長は、専門委員長を補佐し、専門委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ専門委員長が指定した順位により、職務を代理する。

(会議)

第5条 専門委員会は、必要に応じて専門委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、専門委員長又は専門委員長が指名した者がこれにあたる。

3 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ代理人に権限を委任し、又は書面で議事についての意思表示をした者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、専門委員長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 専門委員会の事務を処理するため、専門委員会に事務局を置く。

2 専門委員会の事務局は、いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会事務局がこれを務める。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営について必要な事項は、専門委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年8月22日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項
総務・企画専門委員会	(1) 総務及び企画に関すること。 (2) 財務に関すること。 (3) 歓迎接伴に関すること。 (4) 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技・式典・施設整備 専門委員会	(1) 競技及び式典に関すること。 (2) 施設整備に関すること。 (3) リハーサル大会に関すること。 (4) デモンストレーションスポーツに関すること。 (5) その他競技、式典及び施設整備に関すること。
広報・市民運動専門 委員会	(1) 広報に関すること。 (2) 市民運動に関すること。 (3) ボランティアスタッフの募集及び養成に関する こと。 (4) 文化プログラムに関すること。 (5) その他広報及び市民運動に関すること。
宿泊・衛生専門委員会	(1) 宿泊に関すること。 (2) 衛生に関すること。 (3) 医療救護に関すること。 (4) その他宿泊及び衛生に関すること。
輸送・交通・安全専門 委員会	(1) 輸送に関すること。 (2) 交通に関すること。 (3) 警備、消防防災及び安全に関すること。 (4) その他輸送、交通及び安全に関すること。